

II 中堅教諭等資質向上研修実施状況（令和2年度）調査結果

ここでいう「中堅教諭等資質向上研修」とは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第24条第1項に規定する中堅教諭等資質向上研修を指し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園については同法附則第6条第1項の規定により都道府県・指定都市教育委員会又は都道府県知事が実施することとされている。中核市は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第59条の規定により中核市の教育委員会が実施することとされている研修を指す。

複数の自治体による広域連携地区とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定による特例により、府費負担教職員に係る人事行政事務の一部を処理することとしている大阪府豊能地区教職員人事協議会を指す。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応により7つの教育委員会で研修実施を中止、また、研修該当教諭の人数減少により1つの教育委員会で研修を次年度に延期した。このため、7.「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応」以外は当該の計8つの教育委員会の回答を除いた、計119の自治体からの回答となっている。

（令和2年度に中堅教諭等資質向上研修の対象者が1人以上いた教育委員会の数）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
都道府県(46)	46教委	46教委	46教委	46教委	36教委	33自治体
指定都市(18)	18	18	12	13	7	3
中核市(54)	54	54	13	7	2	1
複数の自治体による広域連携地区(1)	1	1				
合計(119)	119	119	71	66	45	37

※小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。以下、同じ。

※中核市には、大阪府豊能地区教職員人事協議会を構成する豊中市を含まない。

1. 実施時期

(1).研修の実施時期の設定方法

	単年で設定した教職経験年数の者を対象として実施	複数年で設定した教職経験年数の者のうちから希望等に応じて実施
都道府県(46)	28教委 (60.9%)	25教委 (54.3%)
指定都市(18)	10 (55.6%)	9 (50.0%)
中核市(54)	34 (63.0%)	20 (37.0%)
複数の自治体による広域連携地区(1)	1	
合計(119)	73 (61.3%)	54 (45.4%)

※学校種によって設定方法が異なる場合は両方の設定方法について回答

(2).研修の対象となる教職経験年数（単年及び複数年設定を合わせた数）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
8年目	24教委 (20.2%)	24教委 (20.2%)	12教委 (16.9%)	12教委 (18.2%)	12教委 (26.7%)	7自治体 (18.9%)
9年目	30 (25.2%)	29 (24.4%)	15 (21.1%)	12 (18.2%)	12 (26.7%)	10 (27.0%)
10年目	56 (47.1%)	55 (46.2%)	29 (40.8%)	28 (42.4%)	17 (37.8%)	15 (40.5%)
11年目	73 (61.3%)	73 (61.3%)	44 (62.0%)	39 (59.1%)	28 (62.2%)	23 (62.2%)
12年目	25 (21.0%)	25 (21.0%)	18 (25.4%)	16 (24.2%)	11 (24.4%)	11 (29.7%)

※学校種によって設定方法が異なる場合は両方の設定方法について回答

(3).研修の対象となる教職経験年数（複数年で設定の場合）の例

- ・ 6、7年目 ・ 11年目より5年間 ・ 13～15年目 ・ 年次研修としての7年次研修に中堅研の内容の一部を含んで実施
- ・ 前期:採用5～7年目、後期:採用12～15年目
- ・ 教職経験年数7年次以降、中堅研(10年研)未修了かつ免許状更新の修了確認期限が前年度であった者（山口県）
- ・ キャリアステージに応じた3つの悉皆研修を実施している。(研修Ⅰ)在職期間が5年に達した者。(研修Ⅱ)在職期間が10年に達した者又は研修Ⅰを修了し、35歳に達した者。(研修Ⅲ)研修Ⅱを修了し、40歳に達した者（愛媛県）
- ・ 教職経験10年を経過する者を原則とするが、校長が該当者の経験を勘案し受講を認めた場合は、通算6年以上の者を対象者とすることができる（福岡県）
- ・ 10年目と11年目(隔年開催のため)※幼稚園・幼保連携型認定こども園のみ（鳥取県）

2. 研修の対象者数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	病後連携型認定こども園	計
都道府県(46)	8,884人	5,076人	5,257人	2,737人	397人	222人	22,573人
指定都市(18)	2,487	1,335	102	208	41	33	4,206
中核市(54)	2,689	1,475	47	19	2	3	4,235
複数の自治体による広域連携地区(1)	164	82					246
合計(119)	14,224	7,968	5,406	2,964	440	258	31,260

3. 他自治体と合同での中堅教諭等資質向上研修の実施

	実施している	実施していない
都道府県(46)	13教委 (28.3%)	33教委 (71.7%)
指定都市(18)	1 (5.6%)	17 (94.4%)
中核市(54)	16 (29.6%)	38 (70.4%)
複数の自治体による広域連携地区(1)		1
合計(119)	30 (25.2%)	89 (74.8%)

4. 研修の年間実施日数(平均)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	病後連携型認定こども園
都道府県(46)	19.9日	19.9日	19.7日	19.7日	12.5日	11.9日
指定都市(18)	14.6	14.6	15.0	15.5	11.0	13.3
中核市(54)	22.5	22.4	22.3	20.2	8.3	9.0
複数の自治体による広域連携地区(1)	35.0	35.0				
全体(119)	20.4	20.4	19.4	19.0	12.0	11.9
(うち校外研修における 夏季休業期間の実施日数)	2.9日	2.9日	3.0日	2.7日	2.4日	2.1日
(うち教育委員会がOJT として定めている日数)	11.4日	11.3日	11.8日	11.4日	7.5日	6.5日

5. 中堅教諭等資質向上研修と免許状更新講習の相互認定の状況

(1) 免許状更新講習としての認定

	受けている	受けていない	(「受けている」と回答した道府県市)
都道府県(46)	11教委 (23.9%)	35教委 (76.1%)	北海道、岩手県、茨城県、栃木県、千葉県、福井県、長野県、京都府、大阪府、大分県、鹿児島県
指定都市(18)	2 (11.1%)	16 (88.9%)	相模原市、浜松市
中核市(54)	7 (13.0%)	47 (87.0%)	盛岡市、水戸市、宇都宮市、船橋市、福井市、長野市、鹿児島市
複数の自治体による広域連携地区(1)		1	
合計(119)	20 (16.8%)	99 (83.2%)	

(2) 免許状更新講習として認定を受けている教育委員会と時間数

	必修領域	選択必修領域	選択領域
実施教育委員会の数	11教委	11教委	14教委
時間数(平均)	5.5時間	6.5時間	12.9時間

(3).免許状更新講習の受講により中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととする取組

	行っている	行っていない	(「行っている」と回答した県および市)
都道府県(46)	19教委 (41.3%)	27教委 (58.7%)	岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県
指定都市(18)	7 (38.9%)	11 (61.1%)	仙台市、相模原市、名古屋市、京都市、堺市、岡山市、福岡市
中核市(54)	25 (46.3%)	29 (53.7%)	宇都宮市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、金沢市、甲府市、長野市、岡崎市、大津市、高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市、奈良市、和歌山市、倉敷市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市
複数の自治体による広域連携地区(1)		1	
合計(119)	51 (42.9%)	68 (57.1%)	

(4).中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととできる日数

中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととできる最大日数(平均)	2.8日
----------------------------------	------

6. 中堅教諭等資質向上研修と免許法認定講習の相互認定の状況

(1).免許法認定講習としての認定

	受けている	受けていない
都道府県(46)		46教委 (100.0%)
指定都市(18)		18 (100.0%)
中核市(54)		54 (100.0%)
複数の自治体による広域連携地区(1)		1
合計(119)		119 (100.0%)

(3).免許法認定講習の受講により中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととする取組

	行っている	行っていない	(「行っている」と回答した県および市)
都道府県(46)	1教委 (2.2%)	45教委 (97.8%)	山梨県
指定都市(18)		18 (100.0%)	
中核市(54)	9 (16.7%)	45 (83.3%)	船橋市、富山市、甲府市、大津市、高槻市、八尾市、松山市、久留米市、那覇市
複数の自治体による広域連携地区(1)		1	
合計(119)	10 (8.4%)	109 (91.6%)	

※「免許法認定講習」とは、教育職員免許法別表第三備考第六号の規定に基づき、一定の教員免許状を有する現職教員が、上位の免許状や他の校種・教科の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するため開設されている講習である。

(4).中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととできる日数

中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととできる最大日数(平均)	3.0日
----------------------------------	------

7. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応

(1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止による校外研修の実施方法

	変更した	変更していない
都道府県(47)	44教委 (93.6%)	3教委 (6.4%)
指定都市(20)	19 (95.0%)	1 (5.0%)
中核市(59)	55 (93.2%)	4 (6.8%)
複数の自治体による広域連携地区(1)	1	
合計(127)	119 (93.7%)	8 (6.3%)

(2).(1)において実施方法を「変更した」と回答した教育委員会(計119)の変更内容

	オンラインのみ	集成型とオンラインの併用	その他
都道府県(44)	1教委 (2.3%)	33教委 (75.0%)	10教委 (22.7%)
指定都市(19)	5 (26.3%)	8 (42.1%)	6 (31.6%)
中核市(55)	8 (14.5%)	28 (50.9%)	19 (34.5%)
複数の自治体による広域連携地区(1)		1	
合計(119)	14 (11.8%)	70 (58.8%)	35 (29.4%)

(3).(2)において「その他」と回答した場合の具体例

- ・学校訪問による授業参観等の研修は会場を変更するとともに、授業VTRを基に協議する内容に変更した。
- ・校外研修(教育センターでの研修)を予定していた内容を、校内研修に変更して実施した。
- ・校外研修のうち、社会体験研修を「所属校または地域での実施可能な奉仕活動の実践及びレポート提出」、公開研究会参加研修を「異校種に関連する資料についてのレポート提出」にそれぞれ代替措置を可能とした。